

2022年6月24日

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

株式会社 JVCケンウッド

代表取締役 社長執行役員
最高経営責任者（CEO） 江口 祥一郎

第14回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の第14回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項**
1. 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
 2. 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更後の定款の内容は、後記の「定款一部変更について」をご覧ください。

第2号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に岩田眞二郎、江口祥一郎、野村昌雄、宮本昌俊、鈴木昭、栗原直一、園田剛男、浜崎祐司および鬼塚ひろみの各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、本総会終了後開催の取締役会において、江口祥一郎、野村昌雄および宮本昌俊が代表取締役に選定され、それぞれ就任いたしました。

以 上

定款一部変更について

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されることにともない、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めることが義務付けられることから、変更案第 15 条第 1 項(電子提供措置等)の規定を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第 15 条第 2 項(電子提供措置等)の規定を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供措置が導入されますと、現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記①から③までの規定の新設および削除にともない、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 今後の当社の継続的な事業の発展と業績の向上に向けて、多様性を含むコーポレート・ガバナンス体制の強化のための独立社外取締役の増員等を可能とするため、現行定款第 18 条が規定する取締役の員数 9 名以内を 12 名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 14 条 (条文省略)	(現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	
第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等)
(新 設)	第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第 16 条～第 17 条 (条文省略)	(現行どおり)

(次ページに続きます。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役の員数は、<u>9 名以内</u>とする。</p> <p>第 19 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役の員数は、<u>12 名以内</u>とする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(附 則)</p> <p>1. <u>定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上